

1. 計画の見直しの背景と目的

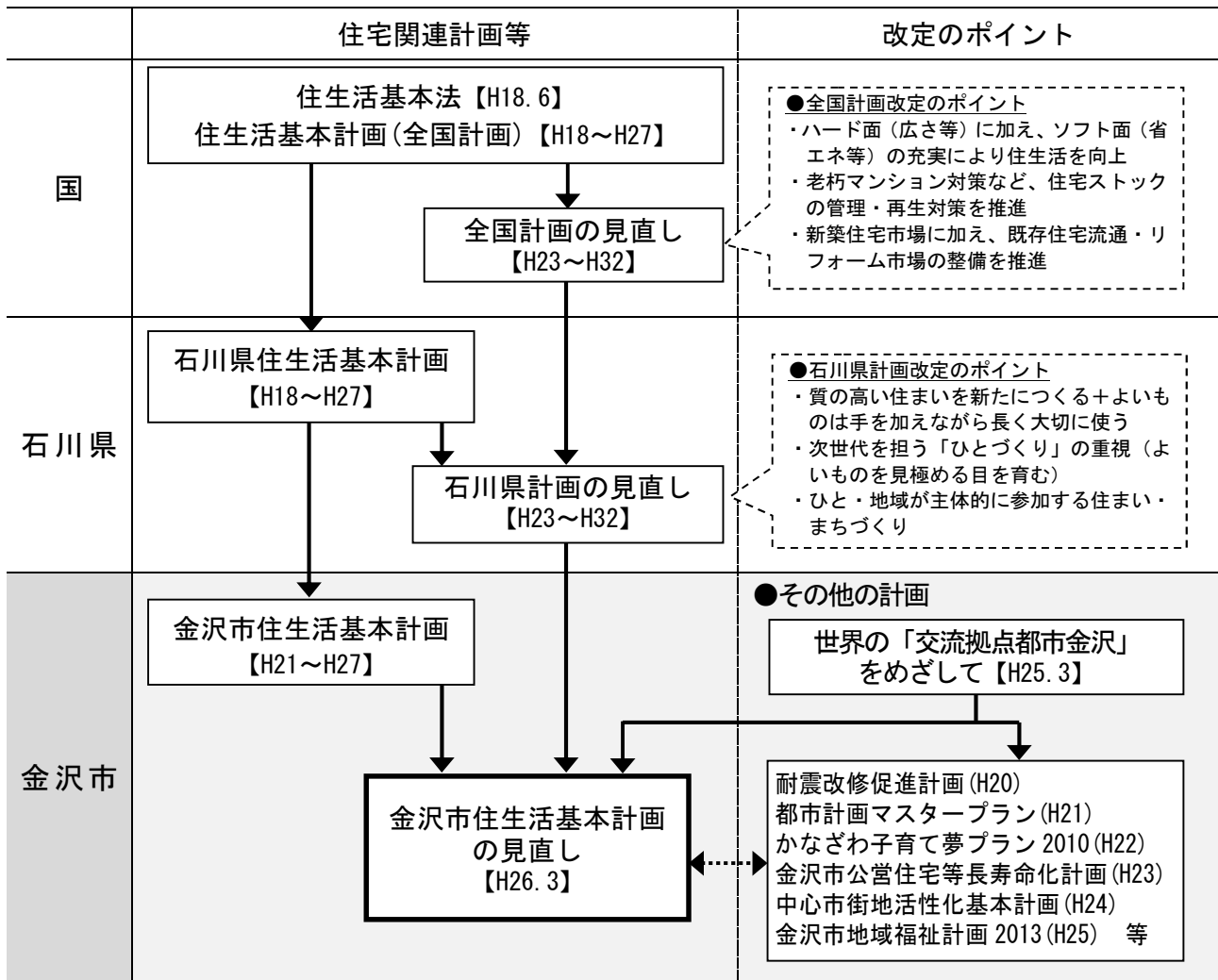
本市では、金沢市住生活基本計画を平成 21 年 5 月に策定し、『住みたいまち、暮らし続けたい「歴史都市・金沢」の住まいとまちづくり』を基本理念として、人口減少や少子高齢社会等に対応した住宅政策を進めてきました。

一方、全国的な動向として、平成 18 年 6 月に制定された「住生活基本法」に基づき、同年 9 月に「住生活基本計画(全国計画)」が策定されましたが、計画策定から 5 年が経過したことから、平成 23 年度～32 年度を計画期間とした現計画に改定されました(平成 23 年 5 月)。石川県においても全国計画の見直しを踏まえ、今後の住生活の安定および質の向上に向けた基本理念、目標、推進すべき施策等を定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進することを目的として、平成 24 年 3 月に「石川県住生活基本計画」を改定しました。

本市においても、これまでの計画の基本理念や目標を踏襲しつつ、全国計画および石川県計画の改定に準じた課題への対応や、『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』をはじめとする各種基本計画を反映するとともに、進展する少子高齢社会への対応、環境問題への対応、増加する空き家・空き地への対応、定住促進に向けた取り組みなどの主要な課題への対応が求められています。

こうした背景を踏まえ、今後の住生活の安定および質の向上のため、基本理念や目標・施策などを定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進することを目的として、計画を見直します。

【本計画の位置づけ】



2. 計画期間

本計画の計画期間は、全国計画(計画期間：平成23年度～平成32年度)および石川県住生活基本計画(計画期間：平成23年度～平成32年度)の目標年次に合わせ、平成25年度から平成32年度までとします。

なお、今後の社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、必要に応じて施策の見直しなどを行います。

3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、金沢市の全域とします。